

## 松本市住宅リフォーム助成制度と地震により被害を受けた住宅の修繕助成の比較

制度名	住宅リフォーム助成制度	地震により被害を受けた住宅の修繕助成
対象住宅	1 市内にある自らが所有し、かつ居住している住宅(賃貸住宅を除く。) 2 店舗併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象 3 同一工事において本市が実施する他の補助制度との併用がないもの	同左
対象者	1 対象住宅に居住し、当該住宅に住民登録等をしている者 2 住宅所有者及び助成金振込口座の名義人に市税の滞納がないこと。	同左
対象工事	工事費5万円(消費税含む。)以上の住宅本体工事	同左
施工業者	松本市内に本社を有する住宅関連業者(個人事業主を含む。) ただし、市内に支店等を有する住宅関連業者が建築した住宅を、その業者がリフォームを行う場合は対象	住宅関連業者の所在地は問わない
助成金額	1 対象工事費の20%(1万円未満の端数切り捨て) 2 限度額は10万円。多世代同居工事の場合は限度額20万円 3 1棟の住宅に対し、助成は1回限り	1 同左 2 限度額は10万円 3 同左
制度施行	9月定例会補正予算成立後	同左
対象工事期間	補正予算成立後 ~ 予算が終了するまで	地震発生日(平成23年6月30日) ~ 予算が終了するまで(遡及を検討)
事業実施期間	一定期間(時限制度)	同左
提出書類	申請書、領収書(原本)、契約書(請書)の写し、工事内訳書、工事写真(着手前及び完了後)、工事図面、納税証明書、確認済証及び検査済証の写し(建築確認申請の必要がある工事を行った場合)、その他市長が必要と認める書類	同左
特記提出書類	_____	り災証明書
その他	両助成の併用はできない	